

岩手県告示第911号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成30年12月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
有限会社山崎タクシー	下閉伊郡山田町川向町6番11号	下閉伊郡山田町川向町7番4号	有限会社山崎タクシー指定訪問介護事業所	下閉伊郡山田町川向町6番11号	下閉伊郡山田町川向町7番4号	平成30年8月1日

2 訪問看護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
医療法人晃生会	下閉伊郡山田町川向町4番6号	下閉伊郡山田町飯岡第9地割23番地1	近藤医院	下閉伊郡山田町川向町4番6号	下閉伊郡山田町飯岡第9地割23番地1	平成26年6月2日

3 訪問リハビリテーション

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
医療法人晃生会	下閉伊郡山田町川向町4番6号	下閉伊郡山田町飯岡第9地割23番地1	近藤医院	下閉伊郡山田町川向町4番6号	下閉伊郡山田町飯岡第9地割23番地1	平成26年6月2日

4 居宅療養管理指導

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
医療法人晃生会	下閉伊郡山田町川向町4番6号	下閉伊郡山田町飯岡第9地割23番地1	近藤医院	下閉伊郡山田町川向町4番6号	下閉伊郡山田町飯岡第9地割23番地1	平成26年6月2日

5 介護予防訪問看護

介護予防事業者			介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
医療法人晃生会	下閉伊郡山田町川向町4番6号	下閉伊郡山田町飯岡第9地割23番地1	近藤医院	下閉伊郡山田町川向町4番6号	下閉伊郡山田町飯岡第9地割23番地1	平成26年6月2日

6 介護予防訪問リハビリテーション

介護予防事業者			介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
医療法人晃生会	下閉伊郡山田町川向町4番6号	下閉伊郡山田町飯岡第9地割23番地1	近藤医院	下閉伊郡山田町川向町4番6号	下閉伊郡山田町飯岡第9地割23番地1	平成26年6月2日

7 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者			介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
医療法人晃生会	下閉伊郡山田町川向町4番6号	下閉伊郡山田町飯岡第9地割23番地1	近藤医院	下閉伊郡山田町川向町4番6号	下閉伊郡山田町飯岡第9地割23番地1	平成26年6月2日